

○管理職手当

・概要

- (1) 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職について、その職務の特殊性に基づき支給される。
- (2) 当月分をその月の給料の支給定日に支給する。
- (3) 支給額は、支給要件に対応する区分ごとに月額が定められている。

小中学校管理職手当一覧（再任用職員以外）

平成31年4月1日適用

	支給要件		区分	手当の月額
校長	特大規模校におかれるもの	・小学校 … 24学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 ・中学校 … 18学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 義務教育学校	3種	72,700円
	上記以外で次の規模の学校に在職する者			
	大規模校におかれるもの	・小学校 … 15学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 ・中学校 … 11学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校	4種	63,600円
	上記以外の者		5種	54,600円
副校長			5種	53,300円
教頭	大規模校におかれるもの	・小学校 … 15学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 ・中学校 … 11学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 ※ 2人以上の教頭が置かれる学校にあっては、校長が定めた第1位の順位にある職務代理者に限られる	5種	53,300円
		義務教育学校及び上記以外の者	6種	44,400円
※ 「特大規模校」及び「大規模校」の該当校については、上記の定義により、学校規模の大きい順に毎年決定される。なお、これによりがたい場合は、前年度の適用状況等を考慮して決定される				

特別支援学校管理職手当一覧（再任用職員以外）

	支給要件		区分	手当の月額
校長	9学級以上の規模の特別支援学校		4種	67,200円
	上記以外の者		5種	57,600円
副校長			5種	55,800円
教頭	9学級以上の規模の特別支援学校 ※ 2人以上の教頭が置かれる学校にあっては、校長が定めた第1位の順位にある職務代理者に限られる		5種	55,800円
	上記以外の者		6種	46,500円

再任用職員管理職手当一覧

	支給要件		区分	手当の月額
校長	特大規模校におかれるもの	・小学校 … 24学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 ・中学校 … 18学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 義務教育学校	3種	66,300円
	上記以外で次の規模の学校に在職する者			
	大規模校におかれるもの	・小学校 … 15学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校 ・中学校 … 11学級以上の規模の学校のうち、人事委員会の承認数の範囲内の学校	4種	58,000円
	上記以外の者		5種	49,800円
	9学級以上の規模の特別支援学校		4種	59,500円
	上記以外の特別支援学校		5種	51,000円

- (4) その月の全日数にわたって現に勤務した日が全くない場合には、当月分の手当は支給されない。（公務、通勤上による負傷若しくは疾病に基づく休暇又は休職を除く。）

・関係法令等

- (1) 職員の給与に関する条例 第7条の2
- (2) 職員の給与の支給に関する規則 第11条～第13条
- (3) 職員の給料の特別調整額に関する規定
- (4) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条の7
- (5) 福島県市町村立学校職員の管理職手当に関する要綱
- (6) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第5条

以 下 余 白